

リフト付き大型バス「スマイル号」のご案内

浦安市障がい事業課

障がい者団体等の社会参加を促進するため、各団体の行事に、車いすのまま乗れる大型バス「スマイル号」の貸出しをしています。

1. 利用条件

(1) 利用対象・利用条件

浦安市内の市民団体、福祉関係事業所などで、各団体の所属する市の所管課が利用を認めた場合。

※登録手続き中の団体は、予約手続きを行えません。

(2) 利用人数

20人以上 ※19名以下の利用はできません。また、利用人数のうち過半数が浦安市内在住者の場合（介助者等を除く）、貸出可能です。

座席数・車いすの乗車が0台の場合（正座席37、補助席6）

・車いすの乗車が1～3台の場合（正座席35、補助席6）

・車いすの乗車が4台の場合（正座席33、補助席6）

※車いす5台以上の乗車については、お問い合わせください。

(3) 利用日時

火～日曜日 原則として午前9時～午後5時

(4) 運休日

・月曜日（月曜日が祝日にあたる場合は運行しますが、以降の最も近い祝日でない日を運休日とします。）

・年末年始

・車両整理日

(5) 利用料金

バス使用料（運転手を含む）と燃料費は無料です。

《利用団体が負担するもの》

①有料道路通行料（注：スマイル号は、「特殊大型車」です。）

②駐車場代等施設使用料

③宿泊を伴う場合の運転手の宿泊料（1泊2食） 実費負担

*運転手の宿泊施設の確保は利用者がおこなってください

(6) 運行距離

1日あたりの運行距離は、240kmを限度とします。

(7) 受付期間

障がい者団体 利用する日の1年前から10営業日前まで

その他の団体 利用する日の6か月前から10営業日前まで

*受付開始日が平日でない場合は、直後の平日から受付を開始します。

*宿泊を伴う場合、受付開始日は最終日を基準とします。

例) 8月7日から1泊2日 ⇒最終日8月8日の6か月前2月8日から受付

(8) 利用の流れ

「2. 利用の流れ」をご覧ください。

(9) その他

①運転手の宿泊

移動距離や運行計画に応じ、運転手は宿泊せず、1日目に送り、2日目に迎えに行く形での運行も可能です。

②宿泊を伴う利用の回数

1泊2日を限度とし、1年（4月から翌年3月まで）あたり1回のみ利用とさせていただきます。

③チャイルドシート（幼児用・ジュニアシート）

6歳未満の子どもが乗車する場合、必ずチャイルドシートが必要となります。

体格などによりますが、1～4歳は幼児用チャイルドシートを、4歳以上はジュニアシート（学童用チャイルドシート）をご使用ください。

- ・幼児用チャイルドシートは構造上、最前列4席でのみ利用可能です。また、3台まで貸出があります。
- ・ジュニアシートは最前列以外でも利用可能です。貸出はありませんので、各自でご用意ください。
- ・6歳以上の子どもが乗車する場合でも、安全のため必要な場合は、ジュニアシートをご持参ください。

④車内での飲食・喫煙

車内での飲酒・飲食・喫煙はご遠慮ください。

昼食場所などは、各自で手配していただくようお願いいたします（雨天時も同様）。ただし、体調管理のための水分補給は適宜おこなってください。

⑤ごみ

ごみは、お持ち帰りください。

⑥車内の清潔のため

子供が乗車する場合には、酔い用バケツをご用意ください。

雨天時には、水滴や泥で車内が汚れないようご配慮ください。

⑦駐車場

見学場所や昼食場所における駐車場の確保を事前に行ってください。

⑧車内への車いすの設置

運転手が行いますので、運転手の指示に従ってください。

⑨保険

乗車中の車両事故によるけが等については保険に加入していますが、その他の場合は補償の対象となりません。必要に応じて1日保険などへの加入をご検討ください。

⑩運行の中止

台風や地震などの自然災害、その他やむを得ない事由が発生した場合は、運行を中止することがあります。

中止により発生した費用（利用者が予約した施設等のキャンセル料等）につきましては、利用者の負担となります。

2. 利用の流れ

